

令和元年5月23日

各位

西武信用金庫

当金庫の行政処分に関する一部報道について

令和元年5月23日付の毎日新聞朝刊1面に、金融庁が当金庫に対して行政処分（業務改善命令）を出す方針を固めたとの報道がなされましたが、現時点において、当金庫は行政処分を受けておらず、公表すべき事実はございません。

以上

本件に関するお問い合わせ先

<お客さま専用窓口>

西武信用金庫 西武しんきん相談所（リスク管理統括部）

電話番号：0120-61-1447

<報道関係者窓口>

西武信用金庫 経営企画部

電話番号：03-3384-6117

受付時間：午前9時から午後5時（土・日・祝祭日は除く）